

令和 6 年第 3 回 さくら市議会 定例会 提案理由説明書

説明書目次

番号	項 目 名	ページ
1	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度さくら市一般会計補正予算（第3号））	P 4
2	専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定）	P 5
3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	P 5
4	さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部改正について	P 6
5	さくら市児童センター設置条例の一部改正について	P 6
6	さくら市学童保育施設設置条例の一部改正について	P 7
7	令和6年度さくら市一般会計補正予算（第4号）	P 7
8	令和6年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第1号）	P 8
9	令和5年度さくら市一般会計決算の認定について	P 9
10	令和5年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計決算の認定について	P 11
11	令和5年度さくら市国民健康保険特別会計決算の認定について	P 11
12	令和5年度さくら市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	P 11
13	令和5年度さくら市介護保険特別会計決算の認定について	P 12
14	令和5年度さくら市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	P 12
15	令和5年度さくら市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	P 13
16	損害賠償請求事件の和解について	P 13
17	栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	P 14
18	鷺宿辺地に係る総合整備計画の変更について	P 14

番号	項 目 名	ページ
19	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	P 15
20	専決処分事項の報告について（さくら市給食センター新築工事（建築工事）請負契約の変更）	P 15
21	専決処分事項の報告について（さくら市給食センター新築工事（機械設備工事）請負契約の変更）	P 15
22	専決処分事項の報告について（さくら市給食センター新築工事（電気設備工事）請負契約の変更）	P 15
23	一般財団法人さくら市観光施設管理協会経営状況説明書の提出について	P 16
24	株式会社道の駅きつれがわ経営状況説明書の提出について	P 16
25	令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率について	P 17
26	議案説明資料 参照法令等	P 18
27	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 23
28	さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 29
29	さくら市児童センター設置条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 31
30	さくら市学童保育施設設置条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 34

ただいま上程されました議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、承認 2 件、条例 4 件、予算 2 件、決算 7 件及びその他の議案等 10 件であります。

議案第 1 号及び議案第 2 号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をした事件について、同条第 3 項の規定により議会にこれを報告し、承認を求めるものであります。

その概要について御説明申し上げます。

議案第 1 号の専決処分は、令和 6 年度さくら市一般会計補正予算（第 3 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 4,200 万円を追加し、予算の総額を 221 億 3,692 万 8 千円とするものであります。

歳入では、15 款国庫支出金で、物価高騰対応重点支援

地方創生臨時交付金（調整給付枠）4,200万円を追加し、計上いたしました。

歳出では、2款総務費で、住民税非課税世帯支援・定額減税補足給付金事業費4,200万円を追加し、計上いたしました。

議案第2号の専決処分は、令和3年4月21日に発生した公用車による交通事故の損害賠償額の決定についてであります。

公用車につきましては、「一般財団法人全国自治協会」による自動車共済保険に加入しており、事故に関する共済金（保険料）の請求及び受領に関する一切の権限を協会に委任しております。

協会と相手方の自動車保険会社との協議及び裁判を経て、和解協議が整ったことから、令和6年6月25日付けで専決処分を行ったものであります。

議案第3号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び

特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、こども政策課にて対応している一部の事務について、申請時の添付書類の省略による市民等の利便性向上及び事務の効率化を図ることを目的とし、個人番号を利用した情報連携等を行うことができるようにするため、所要の改正を行うものであります。

議案第4号は、さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、家庭的保育事業等の保育士・保育従事者の配置基準を改めるなど、所要の改正を行うものであります。

議案第5号は、さくら市児童センター設置条例の一部改正についてであります。

本案は、児童センター利用許可に関し現状に即した規定への修正、放課後児童クラブ利用料の減免に関し被災者等へ柔軟に対応できるよう規定を追加するなど、所要の改正をするものであります。

議案第6号は、さくら市学童保育施設設置条例の一部改正についてであります。

本案は、「南小放課後児童クラブ」に関し、現状に即した内容の見直しを行うなど、所要の改正を行うものであります。

議案第7号は、令和6年度さくら市一般会計補正予算（第4号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に2億9,399万2千円を追加し、予算の総額を224億3,092万円とするものであります。

歳入の主なものでは、15款国庫支出金で、児童手当国庫負担金1億2,989万2千円、認知症グループホーム等防災改修等

支援事業 1,536 万 4 千円、16 款県支出金で、児童手当県負担金 3,247 万 2 千円を追加し計上いたしました。

歳出の主なものでは、2 款総務費で、公有財産管理運用事業費 600 万円、3 款民生費で、認知症グループホーム等防災改修等支援事業費 1,536 万 4 千円、高齢者補聴器補助事業費 120 万円、児童手当支給事業費 1 億 9,588 万 8 千円、4 款衛生費で、妊娠・出産包括支援事業費 750 万円を追加し計上いたしました。

第 2 表繰越明許費は、消防団運営事業、給食センター建設事業において年度内の事業完了が見込めないことによるものであります。

議案第 8 号は、令和 6 年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 2 億 3,772 万 5 千円を追加し、予算の総額を 41 億 4,094 万 5 千円とするものであります。

歳入では、4 款支払基金交付金で、介護給付費交付金 363 万 4 千円、8 款繰入金で、地域支援事業繰入金 191 万 2 千円、

事務費繰入金 261 万 5 千円、9 款繰越金で、前年度繰越金 2 億 2,956 万 4 千円を追加し計上いたしました。

歳出では、1 款総務費で、介護保険事務費 261 万 5 千円、5 款基金積立金で、基金積立金 4,284 万 7 千円、6 款諸支出金で、介護給付費等返還金 1 億 9,226 万 3 千円を追加し計上いたしました。

次に、令和 5 年度さくら市一般会計、氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計の決算等について、地方自治法第 233 条第 2 項の規定により監査委員の審査に付したところ、意見を添えて回付されましたので、同条第 3 項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

議案第 9 号は、令和 5 年度さくら市一般会計決算の認定についてであります。

一般会計の決算額は、歳入 230 億 3,821 万 3,294 円、歳出 212 億 1,313 万 8,097 円、歳入歳出差引額 18 億 2,507 万 5,197 円となりました。

歳入の主なものは、1 款市税 71 億 4,405 万 2,549 円、7 款地方消費税交付金 11 億 645 万 7,000 円、11 款地方交付税 33 億 8,587 万 5,000 円、15 款国庫支出金 35 億 1,968 万 2,830 円、16 款県支出金 13 億 9,524 万 4,161 円、20 款繰越金 20 億 1,800 万 136 円などがあります。

歳出の主なものは、2 款総務費で、ふるさとづくり寄附事業 2 億 9,843 万 7,288 円、3 款民生費で、放課後児童クラブ施設整備事業 8,347 万 6,741 円、4 款衛生費で、清掃費各種負担金 4 億 5,884 万 2,850 円、5 款農林水産業費で、さくら市農産物売上向上対策総合支援事業 2,185 万 1,000 円、6 款商工費で、中小企業振興資金融資事業 15 億 2,996 万 1,142 円、7 款土木費で、桜の郷づくり事業 1 億 4,560 万 2,636 円、8 款消防費で、防災行政無線管理事業 3 億 8,081 万 3,339 円、9 款教育費で、学校 ICT 管理事業 1 億 885 万 4,483 円などがあります。

議案第 10 号は、令和 5 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地
地区画整理事業特別会計決算の認定についてであります。

氏家都市計画事業上阿久津台地土地地区画整理事業特別会計の
決算額は、歳入 3 億 4,930 万 7,143 円、歳出 3 億 3,624 万 62
円、歳入歳出差引額 1,306 万 7,081 円となりました。

議案第 11 号は、令和 5 年度さくら市国民健康保険特別会計決
算の認定についてであります。

国民健康保険特別会計の決算額は、歳入 40 億 8,440 万 4,629
円、歳出 38 億 8,676 万 4,179 円、歳入歳出差引額 1 億 9,764 万
450 円となりました。

議案第 12 号は、令和 5 年度さくら市後期高齢者医療特別会計
決算の認定についてであります。

後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入 5 億 1,964 万 4,741
円、歳出 5 億 592 万 7,505 円、歳入歳出差引額 1,371 万

7,236 円となりました。

議案第 13 号は、令和 5 年度さくら市介護保険特別会計決算の認定についてであります。

介護保険特別会計の決算額は、歳入 37 億 8,078 万 7,994 円、歳出 35 億 5,122 万 2,940 円、歳入歳出差引額 2 億 2,956 万 5,054 円となりました。

以上が、令和 5 年度さくら市一般会計及び各特別会計決算の概要であります。

議案第 14 号は、令和 5 年度さくら市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてであります。

令和 5 年度の水道事業会計剰余金の処分については、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、令和 5 年度の水道事業会計の決算については、監査委員の審査に付したところ、意見を添えて回付されましたので、同法第 30 条第 4 項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

議案第 15 号は、令和 5 年度さくら市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてであります。

令和 5 年度の下水道事業会計剰余金の処分については、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、令和 5 年度の下水道事業会計の決算については、監査委員の審査に付したところ、意見を添えて回付されましたので、同法第 30 条第 4 項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

議案第 16 号は、損害賠償請求事件の和解についてであります。

本案は、市内整骨院院長に対する損害賠償請求について、和解したいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第 17 号は、栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてであります。

本案は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」(令和 5 年法律第 48 号) の施行により、令和 6 年 12 月 2 日以降、現行の被保険者証等が発行されなくなることに伴い、栃木県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 18 号は、鷲宿辺地に係る総合整備計画の変更についてであります。

本案は、市道・農道・橋梁整備に係る財源の一部に充当させる辺地債の起債に必要な総合整備計画を変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項及び第8項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

報告第1号は、損害賠償の額の決定に係る、専決処分事項の報告についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定により市長において専決処分をすることができるものとして、100万円以下の損害賠償の額の決定及び和解に関することについて専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

報告第2号から報告第4号までは、工事請負契約の変更に係る、専決処分事項の報告についてであります。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により市長において専決処分することができるものとして、議会の議決により指定を受けた「議会の議決を経て締結した工事請負契約の契約金額 5 パーセント以内の変更契約」について専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものであります。

報告第 5 号は、一般財団法人さくら市観光施設管理協会経営状況説明書の提出についてであります。

さくら市が出資している一般財団法人さくら市観光施設管理協会の経営状況について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、経営状況説明書を提出するものであります。

報告第 6 号は、株式会社道の駅きつれがわ経営状況説明書の提出についてであります。

さくら市が出資している株式会社道の駅きつれがわの経営状況について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、経営状況説明書を提出するものであります。

報告第 7 号は、令和 5 年度健全化判断比率及び資金不足比率についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和 5 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付けて報告するものであります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

【議案説明資料】

参照法令等

◎ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

（議決事件）

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2) 予算を定めること。

(3) 決算を認定すること。

(4)～(11) 略

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第 3 条第 2 項に規定する処分又は同条第 3 項に規定する裁決をいう。以下この号、第 105 条の 2、第 192 条及び第 199 条の 3 第 3 項において同じ。）に係る同法第 11 条第 1 項（同法第 38 条第 1 項（同法第 43 条第 2 項において準用する場合を含む。）又は同法第 43 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第 105 条の 2、第 192 条及び第 199 条の 3 第 3 項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

(13)～(15) 略

2 略

〔長の専決処分〕

第 179 条 普通地方公共団体の議会在り成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 略

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 略

（議会の委任による専決処分）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

- 2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(予算の執行に関する長の調査権等)

第 221 条 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものに対して、収入及び支出の実績若しくは見込みについて報告を徴し、予算の執行状況を実地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

- 2 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。
- 3 前 2 項の規定は、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行う等その者のために債務を負担している法人で政令で定めるもの及び普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者にこれを準用する。

(決算)

第 233 条 会計管理者は、毎会計年度、政令の定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後 3 箇月以内に、証書類その他政令で定める書類とあわせて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

- 2 普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。
- 3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

4～7 略

(財政状況の公表等)

第 243 条の 3 略

- 2 普通地方公共団体の長は、第 221 条第 3 項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

3 略

(組織、事務及び規約の変更)

第 291 条の 3 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理

する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第6号若しくは第9号に掲げる事項又は前条第1項若しくは第2項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合（変更された場合を含む。）における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2～8 略

◎ 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）（抄）

（決算）

第 30 条 管理者は、毎事業年度終了後 2 月以内に当該地方公営企業の決算を調製し、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類と併せて、当該地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

3 略

4 地方公共団体の長は、第 2 項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定に付さなければならない。

5～9 略

（剰余金の処分等）

第 32 条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

3・4 略

◎ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）（抄）

（総合整備計画の策定等）

第 3 条 この法律によって公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

- 2 総合整備計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 整備しようとする公共的施設
 - (2) 整備の方法
 - (3) 整備に要する経費とその財源内訳
- 3 総合整備計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - (1) 整備を必要とする辺地の事情
 - (2) その他総務省令で定める事項
- 4 市町村は、総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、第2項各号に掲げる事項に係る部分について都道府県知事と協議しなければならない。
- 5 市町村は、総合整備計画を定めたときは、総務大臣にこれを提出しなければならない。
- 6～7 略
- 8 前各項の規定は、第5項の規定により総合整備計画を提出した市町村が当該総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。

◎ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（抄）

（健全化判断比率の公表等）

第3条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告するとともに、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

- 2 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
- 3 地方公共団体の長は、第1項の規定により公表した健全化判断比率を、速やかに、都道府県及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長にあつては総務大臣に、指定都市を除く市町村及び特別区の長にあつては都道府県知事に報告しなければならない。この場合において、当該報告を受けた都道府県知事は、速やかに、当該健全化判断比率を総務大臣に報告しなければならない。

4～7 略

（資金不足比率の公表等）

第22条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

- 2 略
- 3 第3条第2項から第7項までの規定は、資金不足比率について準用する。

○ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）（抄）

（普通地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲）

第 152 条 地方自治法第 221 条第 3 項に規定する普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。

(1) 略

(2) 当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社

(3) 略

2～5 略

（法人の経営状況等を説明する書類）

第 173 条の 2 地方自治法第 243 条の 3 第 2 項に規定する政令で定めるその経営状況を説明する書類は、当該法人の毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類とする。

2 略

□ 地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく市長の専決処分事項（平成 17 年 4 月 8 日議決）

議会の権限に属する事項中地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分することができるものとして、議会の議決により指定を受けた事項

番号	指定事項	議会名	議案番号	議決年月日
1	<u>100 万円以下の損害賠償の額の決定及び和解に関すること。</u>	平成 17 年 第 1 回さ くら市議 会臨時会	議員案第 5 号	平成 17 年 4 月 8 日

□ 地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく市長の専決処分事項（平成 25 年 9 月 9 日議決）

議会の権限に属する事項中地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分することができるものとして、議会の議決により指定を受けた事項

番号	指定事項	議会名	議案番号	議決年月日
1	<u>議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約について、契約金額の 5 パーセント以内に相当する金額（2,000 万円以下のものに限る。）に係る契約の変更に関すること。</u>	平成 25 年第 3 回 さくら 市議会 定例会	議員案第 2 号	平成 25 年 9 月 9 日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 (平成27年さくら市条例第36号) (1/6)

改 正 案			現 行		
別表 (第4条関係)			別表 (第4条関係)		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
略	略	略	略	略	略
4 市長	略	健康保険法 (大正11年法律第70号)、船員保険法 (昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法 (昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法 (昭和33年法律第128号)、国民健康保険法 (昭和33年法律第192号)、地方公務員等共済組合法 (昭和37年法律第152号) 又は高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法律第80号) <u>(7の項において「医療保険各法」という。)</u> による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの	4 市長	略	健康保険法 (大正11年法律第70号)、船員保険法 (昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法 (昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法 (昭和33年法律第128号)、国民健康保険法 (昭和33年法律第192号)、地方公務員等共済組合法 (昭和37年法律第152号) 又は高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法律第80号) _____ _____による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		略			略
		生活保護法 (昭和25年法律第144号) による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報 (以下「生活保護関係情報」という。) であって規則で定めるもの			生活保護法 (昭和25年法律第144号) による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報 _____ _____であって規則で定めるもの

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 (平成27年さくら市条例第36号) (2/6)

改 正 案			現 行		
		略			略
		児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「 <u>児童扶養手当関係情報</u> 」という。)であって規則で定めるもの			児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報_____ _____であって規則で定めるもの
		母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報(以下「 <u>母子等資金貸付等関係情報</u> 」という。)であって規則で定めるもの			母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報_____ _____であって規則で定めるもの
		略			略
		難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給に関する情報(10の項において「 <u>特定医療費関係情報</u> 」という。)であって規則で定めるもの			難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給に関する情報_____ _____であって規則で定めるもの
		略			略
5	市長	<u>生活保護関係情報</u> であって規則で定めるもの			
		<u>の</u>			
		<u>地方税関係情報</u> であって規則で定めるもの			
		<u>住民票関係情報</u> であって規則で定めるもの			
6	さくら市遺児	<u>地方税関係情報</u> であって			

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 (平成27年さくら市条例第36号) (3/6)

改 正 案		現 行
市長	<p>手当支給条例 (平成17年さくら市条例第111号)による遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>て規則で定めるもの</p> <p>児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>
7 市長	<p>さくら市妊産婦医療費の助成に関する条例(平成17年さくら市条例第112号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>医療保険各法による資格の認定、医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>母子保健法による妊娠の届出に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>
8 市長	<p>さくら市児童医療費助成に関する条例(平成17年さくら市条例第113号)による医療費の助成に関する事務であって規則</p>	<p>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 (平成27年さくら市条例第36号) (4/6)

改 正 案		現 行
	<u>で定めるもの</u>	
9 市長	さくら市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(平成17年さくら市条例第114号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<u>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>母子等資金貸付等関係情報であって規則で定めるもの</u>
	<u>住民票関係情報であって規則で定めるもの</u>	
10 市長	不妊治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>住民票関係情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>特定医療費関係情報であって規則で定めるもの</u>
11 市長	高等学校を卒業した者と同以上の学力があることの認定のための試験の合格のための講座の受講に要する費用の助成(母子及び父	<u>児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>母子等資金貸付等関係情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>住民票関係情報であって規則で定めるもの</u>

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 (平成27年さくら市条例第36号) (5/6)

改 正 案		現 行
	<p><u>子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のいない女子又は同条第2項に規定する配偶者のいない男子であって、現に同条第3項に規定する児童を扶養しているもの(12の項において「ひとり親」という。)に対するものに限る。)に関する事務であって規則で定めるもの</u></p>	
12 市長	<p><u>養育費に関する公正証書等(養育費の範囲、債権者、債務者等を表示した文書をいう。)の作成</u></p>	<p><u>児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</u></p>
	<p><u>に要する費用の助成(ひとり親に対するものに限る。)に関する事務であって規則</u></p>	<p><u>住民票関係情報であって規則で定めるもの</u></p>

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 (平成 27 年さくら市条例第 36 号) (6/6)

改 正 案		現 行
	<u>で定めるもの</u>	

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例(平成26年さくら市条例第22号) (1/2)

改 正 案	現 行
<p>(職員)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 <u>おおむね15人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 <u>おおむね25人</u>につき1人</p> <p>3 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 <u>おおむね20人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 <u>おおむね30人</u>につき1人</p> <p>3 略</p>
<p>(職員)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は、保育士とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 <u>おおむね15人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 <u>おおむね25人</u>につき1人</p> <p>3 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は、保育士とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 <u>おおむね20人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 <u>おおむね30人</u>につき1人</p> <p>3 略</p>
<p>(職員)</p> <p>第40条 略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、一の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ることはできない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 <u>おおむね15人</u>につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 <u>おおむね25人</u>につき1人</p> <p>3 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第40条 略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、一の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ることはできない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 <u>おおむね20人</u>につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 <u>おおむね30人</u>につき1人</p> <p>3 略</p>

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例（平成26年さくら市条例第22号） (2/2)

改 正 案	現 行
<p>(職員)</p> <p>第43条 略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 <u>おおむね15人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 <u>おおむね25人</u>につき1人</p> <p>3 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第43条 略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 <u>おおむね20人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 <u>おおむね30人</u>につき1人</p> <p>3 略</p>

改 正 案	現 行
<p>(事業)</p> <p>第3条 児童センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業(以下「<u>放課後児童クラブ</u>」という。)</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(児童センターの利用者の範囲)</p> <p>第7条 児童センターを利用できる者_____は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(児童センターの利用の許可)</p> <p>第8条 前条第3号に規定する者が児童センターを利用しようとする場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(児童センターの利用の制限)</p> <p>第9条 市長は、前条第1項に規定する利用の許可を求める者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、児童センターの利用を許可しない。</p> <p>(1) その利用が児童センターの設置の目的に反する場合</p> <p>(2) その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合</p> <p>(3) その利用が施設等を損傷し、又は滅失するおそれがある場合</p> <p>(4) 略</p> <p>(児童センターの利用許可の取消し等)</p> <p>第10条 市長は、第8条第1項に規定する許可を受けた者(次項において「<u>児童センター利用者</u>」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 児童センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業(以下「<u>学童保育</u>_____」という。)</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(児童センターの使用者の範囲)</p> <p>第7条 児童センターを使用できる者(以下「<u>使用者</u>」という。)は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(児童センターの使用の許可)</p> <p>第8条 <u>児童センターを使用しようとする者は</u>_____、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(児童センターの使用の制限)</p> <p>第9条 市長は、前条第1項に規定する使用の許可を求める者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、児童センターの使用を許可しない。</p> <p>(1) その使用が児童センターの設置の目的に反する場合</p> <p>(2) その使用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合</p> <p>(3) その使用が施設等を損傷し、又は滅失するおそれがある場合</p> <p>(4) 略</p> <p>(児童センターの使用許可の取消し等)</p> <p>第10条 市長は、第8条第1項に規定する許可を受けた者(以下「<u>使用者</u>」という。)_が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。</p>

改 正 案	現 行
<p>(1) 略</p> <p>(2) 偽りその他不正な行為により<u>利用</u>の許可を受けた場合</p> <p>(3) <u>利用</u>の許可の条件又は関係職員の指示に従わない場合</p> <p>(4) 略</p> <p>2 前項に規定する措置によって<u>児童センター利用者</u>に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。</p> <p>(<u>放課後児童クラブ</u>の利用者の範囲)</p> <p>第11条 <u>放課後児童クラブ</u>を利用できる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) さくら市立学校の設置に関する条例(平成17年さくら市条例第89号)第1条の規定により設置された小学校に就学する児童</p> <p>(2) 略</p> <p>(<u>放課後児童クラブ</u>の利用の許可)</p> <p>第12条 <u>放課後児童クラブ</u>を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとする場合についても、同様とする。</p> <p>2 略</p> <p>(<u>放課後児童クラブ</u>の利用の制限)</p> <p>第13条 市長は、前条第1項に規定する利用の許可を求める者が第9条各号のいずれかに該当すると認める場合は、<u>放課後児童クラブ</u>の利用を許可しない。</p> <p>(<u>放課後児童クラブ</u>の利用許可の取消し等)</p> <p>第14条 市長は、第12条第1項に規定する許可を受けた者(以下「<u>放課後児童クラブ利用者</u>」という。)が第10条各号のいずれかに該当する場合又は<u>次条</u>に規定する利用料を納期限までに納付しない場合は、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 偽りその他不正な行為により<u>使用</u>の許可を受けた場合</p> <p>(3) <u>使用</u>の許可の条件又は関係職員の指示に従わない場合</p> <p>(4) 略</p> <p>2 前項に規定する措置によって<u>使用者</u>に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。</p> <p>(<u>学童保育</u>の利用者の範囲)</p> <p>第11条 <u>学童保育</u>を利用できる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) さくら市立学校の設置に関する条例(平成17年さくら市条例第89号)第1条に規定する<u>小学校</u>に就学する児童</p> <p>(2) 略</p> <p>(<u>学童保育</u>の利用の許可)</p> <p>第12条 <u>学童保育</u>を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとする場合についても、同様とする。</p> <p>2 略</p> <p>(<u>学童保育</u>の利用の制限)</p> <p>第13条 市長は、前条第1項に規定する利用の許可を求める者が第9条各号のいずれかに該当すると認める場合は、<u>学童保育</u>の利用を許可しない。</p> <p>(<u>学童保育</u>の利用許可の取消し等)</p> <p>第14条 市長は、第12条第1項に規定する許可を受けた者(以下「<u>学童保育利用者</u>」という。)が第10条各号のいずれかに該当する場合又は<u>第15条</u>に規定する利用料を納期限までに納付しない場合は、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。</p>

改 正 案	現 行
<p>2 前項に規定する措置によって<u>放課後児童クラブ</u>利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。</p> <p>(<u>放課後児童クラブ</u>の利用料)</p> <p>第15条 <u>放課後児童クラブ</u>利用者は、利用料を納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(利用料の減免)</p> <p>第17条 市長は、次の各号に掲げる<u>放課後児童クラブ</u>利用者の利用料について、当該各号に規定するとおり減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 前2号に掲げる放課後児童クラブ利用者のほか、市長が特に必要と認めるもの 市長が別に定める率の減額又は免除</u></p> <p>(利用料の不還付)</p> <p>第18条 既納の利用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>放課後児童クラブ</u>利用者の責めに帰することができない理由により、<u>放課後児童クラブ</u>を利用することができない場合</p>	<p>2 前項に規定する措置によって<u>学童保育</u>利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。</p> <p>(<u>学童保育</u>の利用料)</p> <p>第15条 <u>学童保育</u>利用者は、利用料を納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(利用料の減免)</p> <p>第17条 市長は、次の各号に掲げる<u>学童保育</u>利用者の利用料について、当該各号に規定するとおり減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(利用料の不還付)</p> <p>第18条 既納の利用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>学童保育</u>利用者の責めに帰することができない理由により、<u>学童保育</u>を利用することができない場合</p>

改 正 案	現 行										
さくら市 <u>放課後児童クラブ</u> 施設設置条例	さくら市 <u>学童保育</u> 施設設置条例										
(設置) 第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する <u>放課後児童健全育成事業</u> (以下「 <u>放課後児童クラブ</u> 」という。)を実施するため、 <u>さくら市放課後児童クラブ施設</u> (以下「 <u>センター</u> 」という。)を設置する。	(設置) 第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する <u>放課後児童健全育成事業</u> (以下「 <u>学童保育</u> 」という。) _____ を実施するため、 <u>さくら市学童保育施設</u> (以下「 <u>学童保育施設</u> 」という。) _____ を設置する。										
(名称及び位置) 第2条 <u>センター</u> の名称及び位置は、次の表のとおりとする。	(名称及び位置) 第2条 <u>学童保育施設</u> の名称及び位置は、次の表のとおりとする。										
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南小<u>放課後児童クラブ</u>センター</td> <td>さくら市きぬの里一丁目19番地3</td> </tr> <tr> <td>南小<u>放課後児童クラブ</u>センター別棟</td> <td>さくら市氏家1061番地3</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	南小 <u>放課後児童クラブ</u> センター	さくら市きぬの里一丁目19番地3	南小 <u>放課後児童クラブ</u> センター別棟	さくら市氏家1061番地3	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南小<u>学童保育</u> _____ センター</td> <td>さくら市きぬの里一丁目19番地3</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	南小 <u>学童保育</u> _____ センター	さくら市きぬの里一丁目19番地3
名称	位置										
南小 <u>放課後児童クラブ</u> センター	さくら市きぬの里一丁目19番地3										
南小 <u>放課後児童クラブ</u> センター別棟	さくら市氏家1061番地3										
名称	位置										
南小 <u>学童保育</u> _____ センター	さくら市きぬの里一丁目19番地3										
(指定管理者による管理) 第3条 <u>センター</u> の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者に行わせることができる。 2 略	(指定管理者による管理) 第3条 <u>学童保育施設</u> の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者に行わせることができる。 2 略										
(指定管理者の業務) 第4条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。 (1) <u>放課後児童クラブ</u> に係る業務 (2) <u>センター</u> の施設及び設備(以下「 <u>施設等</u> 」という。)の維持管理に係る業務 (3) 略 2 略	(指定管理者の業務) 第4条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。 (1) <u>学童保育</u> _____ に係る業務 (2) <u>学童保育施設</u> の施設及び設備(以下「 <u>施設等</u> 」という。)の維持管理に係る業務 (3) 略 2 略										
(<u>放課後児童クラブ</u> の利用者の範囲) 第5条 <u>放課後児童クラブ</u> を利用できる者は、次に掲げるものとする。 (1)・(2) 略	(<u>学童保育</u> _____ の利用者の範囲) 第5条 <u>学童保育</u> _____ を利用できる者は、次に掲げるものとする。 (1)・(2) 略										

改 正 案	現 行
<p>(<u>放課後児童クラブ</u>の利用の許可)</p> <p>第6条 <u>放課後児童クラブ</u>を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとする場合についても、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項に規定する許可を出す場合は、<u>センター</u>の管理上必要な条件を付することができる。</p>	<p>(<u>学童保育</u>の利用の許可)</p> <p>第6条 <u>学童保育</u>を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとする場合についても、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項に規定する許可を出す場合は、<u>学童保育施設</u>の管理上必要な条件を付することができる。</p>
<p>(<u>放課後児童クラブ</u>の利用の制限)</p> <p>第7条 市長は、前条第1項に規定する利用の許可を求める者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、<u>放課後児童クラブ</u>の利用を許可しない。</p> <p>(1) その利用が<u>センター</u>の設置の目的に反する場合</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 前3号に規定する場合のほか、<u>センター</u>の管理上支障がある場合</p>	<p>(<u>学童保育</u>の利用の制限)</p> <p>第7条 市長は、前条第1項に規定する利用の許可を求める者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、<u>学童保育</u>の利用を許可しない。</p> <p>(1) その利用が<u>学童保育施設</u>の設置の目的に反する場合</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 前3号に規定する場合のほか、<u>学童保育施設</u>の管理上支障がある場合</p>
<p>(<u>放課後児童クラブ</u>の利用の許可の取消し等)</p> <p>第8条 市長は、第6条第1項に規定する許可を受けた者（以下「<u>放課後児童クラブ</u>利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合又は<u>次条</u>に規定する利用料を納期限までに納付しない場合は、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>センター</u>の管理上特に必要がある場合</p> <p>2 前項に規定する措置によって<u>放課後児童クラブ</u>利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。</p>	<p>(<u>学童保育</u>の利用の許可の取消し等)</p> <p>第8条 市長は、第6条第1項に規定する許可を受けた者（以下「<u>学童保育</u>利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合又は<u>第9条</u>に規定する利用料を納期限までに納付しない場合は、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>学童保育施設</u>の管理上特に必要がある場合</p> <p>2 前項に規定する措置によって<u>学童保育</u>利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。</p>
<p>(<u>放課後児童クラブ</u>の利用料)</p> <p>第9条 <u>放課後児童クラブ</u>利用者は、利用料を納付しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(<u>学童保育</u>の利用料)</p> <p>第9条 <u>学童保育</u>利用者は、利用料を納付しなければならない。</p> <p>2 略</p>

改 正 案	現 行
<p>(利用料の減免)</p> <p>第11条 市長は、次の各号に掲げる<u>放課後児童クラブ</u>利用者の利用料について、当該各号に規定するとおり減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者 市長が別に定める率の減額又は免除</u></p> <p>(利用料の不還付)</p> <p>第12条 既納の利用料は、還付しない。ただし、市長は、<u>放課後児童クラブ</u>利用者の責めに帰することができない理由により、同利用者が<u>放課後児童クラブ</u>を利用することができないと認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第13条 この条例に定めるもののほか、<u>センター</u>の運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(利用料の減免)</p> <p>第11条 市長は、次の各号に掲げる<u>学童保育</u>利用者の利用料について、当該各号に規定するとおり減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(利用料の不還付)</p> <p>第12条 既納の利用料は、還付しない。ただし、市長は、<u>学童保育</u>利用者の責めに帰することができない理由により、同利用者が<u>学童保育</u>を利用することができないと認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第13条 この条例に定めるもののほか、<u>学童保育施設</u>の運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p>